

河 賑 審 第 3 号  
令 和 5 年 2 月 1 日

大阪府知事  
吉村 洋文 様

大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会  
会長 橋爪 紳也

河川区域の効果的な活用について（答申）

令和5年2月1日付け、河環第1391号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

記

- 1 水辺の賑わい創出事業者の事業評価について  
審議の結果、安治川右岸（船津橋下流）における事業継続は妥当であると判断する。